

海老名市優良従業員表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業所で働く優秀な従業員を表彰することにより、市内の商工業の振興と発展を図るとともに、優良従業員の育成を図ることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰を受ける従業員は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 市内の事業所に勤務する従業員で、勤続年数が10年以上の者
- (2) 人物・成績が優秀で、他の模範となる者
- (3) 全各号の規定にかかわらず、家族従業員及び以前に当該表彰を受けた者は除く。

(推薦機関)

第3条 次に掲げる機関及び団体は、前条の表彰基準を満たす従業員があるときは、別紙様式により市長に推薦するものとする。

- (1) 各種事業所及び団体
- (2) 海老名商工会議所

(選考基準)

第4条 市長は、前条の推薦に基づき、被表彰者の決定をしたときは、推薦機関に文書で通知するものとする。

2 周知の方法については、海老名市広報に掲載する。

(基準日)

第5条 毎年9月1日を基準日とする。

(表彰及び記念品の授与)

第6条 表彰は、表彰式及び記念品を授与して行う。

2 表彰者数は、予算の範囲内において定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。